新設分割に係る事前備置書面 (会社法第 803 条第 1 項及び同施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都港区芝五丁目 29 番 11 号 株式会社 Photosynth 代表取締役社長 河瀬 航大

株式会社 Photosynth 株式会社(以下「当社」といいます。) は、2024年7月16日付新設分割計画書に基づき、2024年9月2日をもって、当社のギグワーカープラットフォームを活用した施設運営 BPaaS 事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 Migakun(以下「新設会社」といいます。) に承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます。) を実施することといたしました。

当社が、本新設分割に関して会社法第803条および同施行規則第205条の定めるところにより、 開示すべき事項は以下のとおりです。

- 1. 新設分割計画の内容(会社法第803条第1項第2号) 2024年7月16日付新設分割計画書の内容は、【別紙】のとおりです。
- 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号イ)
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項(会社法第763条第1項第6号) 新設会社は、本新設分割に際して1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社に交付される新設会社の株式の数は、新設会社の株式の全てが当社に割り当てられ、任意に定めることができるため、新設会社の管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項(会社法第763条第1項第6号)

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、資本政策の観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書記載のとおりとしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

- 3. 会社法第763 条第1項第12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(会社法施行規 則第205 条第2号) 該当事項はありません。
- 4. 会社法第808 条第3項2号に定める新株予約権を発行しており会社法第763条第1項第10号 及び第11号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第3号)

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項(会社法施行規則第205条第4号及び第5号) 該当事項はありません。

- 6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会法施行規則第205条第6号イ) 該当事項はありません。
- 7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務(当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。)の履行見込みに関する事項(会社法施規則第205条 第7号)
 - (1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2023年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本新設分割の効力発生日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがある ものと判断しております。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じ るときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みが あるものと判断しております。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が 生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画書

東京都港区芝五丁目 29 番 11 号 株式会社 Photosynth 代表取締役社長 河瀬 航大

株式会社 Photosynth (以下「当社」という。) は、当社の営むギグワーカープラットフォームを活用した施設運営 BPaaS 事業を、新たに設立する株式会社 Migakun (以下「新設会社」という。) に承継させる新設分割 (以下「本新設分割」という。) を行うこととし、以下のとおり新設分割計画 (以下「本計画」という。) を作成する。

第1条 新設会社の定款記載事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1 「定款」の記載のとおりとする。

第2条 新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名

(1) 設立時取締役

渡邊 宏明

梅田 亮

成田 彬

(2) 監査役

村上 航一

第3条 承継する権利義務

当社は、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙2「承継権利義務明細表」に定める)を、第6条に定める成立日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。なお、債務および義務の承継は重畳的債務引受の方法による。

第4条 本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数

新設会社は、本新設分割に際し、普通株式 1,000 株を発行し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、その全部を当社に割り当て交付する。

第5条 新設会社の資本金及び準備金の額

新設会社の成立日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 15,000,000 円

(2) 資本準備金の額 15,000,000 円

第6条 新設会社の成立の日

新設会社の成立日は、2024 年 9 月 2 日とする。ただし、当社は、必要に応じて、これを変更することができる。

第7条 本新設分割の条件の変更および中止

本計画作成後新設会社の成立までに、天災地変その他の事由により、当社の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたときまたは本新設分割の実行に重大な支障が生じたときは、当社は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本新設分割を中止することができる。

第8条 本計画に定めのない事項

本計画に定めのない事項その他本新設分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い当社がこれを決定する。

以上

【別紙1】

定款

株式会社 Migakun

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 Migakun と称する。

2. 当会社の英語表記は、Migakun Co., Ltd. とする。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) オフィス・商業施設・宿泊施設の清掃事業
- (2) コワーキングスペース、無人・省人店舗の運営事業
- (3) 各種アウトソーシング事業
- (4) ギグワーカープラットフォーム事業
- (5) コンサルティング事業
- (6) コミュニティマネージャー事業
- (7) 人材派遣事業
- (8) 産業廃棄物処理事業
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会および監査役を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載して行なう。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株券)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第10条 当会社の株式を取得した者(以下「株式取得者」という)は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者、またはその相続人その他一般承継人と共同して、その株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求することができる。

2. 株式取得者が、株主名簿記載事項の記載または記録を請求するには、譲渡により株式を取得した場合には、当会社所定の書式による請求書に署名捺印もしくは記名押印し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証明する書面をも添えて提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名捺印もしくは記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換または吸収分割等により、株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主または質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる者とすることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに広告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集および議長)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して 招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開 催することができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(決議の省略)

第 17 条 取締役または株主が、株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面または 電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決 議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法務省令で定める事項を記載または記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の資格)

第21条 取締役は、当会社の株主(株主が法人の場合はその役員もしくは従業員)の中から選任する。

2. 前項の定めにかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、当会社の株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任および解任)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をも って行なう。

- 2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 3. 取締役の解任は、本定款第16条第2項に定める株主総会の決議によって行なう。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第24条 当会社は、取締役会決議によって代表取締役1人以上を定める。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 他の取締役が代表取締役の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役が、報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会は代表取締役が招集し、会日の3日前までに各取締役に対し招集通知を発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該 提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

2. 取締役または監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき 事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したと きは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は1名とする。

(監査役の選任および解任)

第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をも って行なう。

2. 監査役の解任は、本定款第16条第2項に定める株主総会の決議によって行なう。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の期末配当)

第35条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

第8章 附則

(法令の準拠)

第37条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令の定めに従う。

承継権利義務明細表

当社より新設分割設立会社(以下「新設会社」という。)に承継される権利及び義務は、新設会社の設立の登記の日(以下「本件分割期日」という。)において当社がギグワーカープラットフォームを活用した施設運営 BPaaS 事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、以下の資産及び負債。

- (1)流動資産 現金預金
- (2)固定資産 該当なし
- (3)流動負債 前受収益
- (4)固定負債 該当なし

2. 契約上の地位

- (1)本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2)前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新設会社に承継されない。

3. 雇用契約

本件分割期日において、本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。

以上